

東日本大震災の被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について

東日本大震災による被害を受けた方について、以下の区分に応じて、2020年3月1日以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長しました。

船員保険では17名の対象者に、該当する区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を2020年2月末までに送付しました。その後、新規に申請された方等を含めた免除対象者は、5月末時点で21名です。

対象区分	期間
帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の方 次の区域等の方であって、上位所得層（※1）に該当しない方 ・ 旧緊急時避難準備区域の方 ・ 特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・ 旧居住制限区域等の方	2021年2月28日まで
旧居住制限区域等の上位所得層の方	2020年9月30日まで

（※1）上位所得者とは、船舶所有者から受ける毎月の給料などの報酬の月額が53万円以上の被保険者をいいます。

令和元年台風 19 号の被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について

令和元年台風 19 号による被害を受けた方について、2020 年 4 月 1 日以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長しました。

2020 年 4 月以降、免除を受けるためには、船員保険部が発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要があります。

なお、船員保険部における免除対象者は、5 月末時点で 22 名です。

対象区分	期間
令和元年台風 19 号における災害救助法適用市長村に居住していた方であって、住宅の全半壊などの被害を受けた方	2020 年 9 月 30 日まで